

現況写真台帳

⑬



⑭



現況写真台帳

⑮



町道写真台帳

町道1



町道2



町道写真台帳

町道3




町道4



林地開発許可審査調書

申請者住所氏名	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号 合同会社翔栄第八 代表社員 株式会社翔栄クリエイト 職務執行者 宇佐神 慎									
開発場所	川崎町大字川内字四ヶ銘山10番3 外2字25筆									
関係林小班	81林班い, ろ, は, ほ, 85林班い, ろ, は, に, ほ, へ, と, 101林班い, は									
開発目的	太陽光発電施設の建設			開発事業名			-			
森林率等	35.6% 残置森林率(28.7%)			法令等で定められている森林率等			25% (15%)			
面積	事業区域面積			52.0936 ha			森林経営計画 有(無)			
	開発をしようとする森林面積			51.5546 ha						
	開発行為に係る森林面積			35.8269 ha						
森林の区域名	公益的機能別施業森林名			土砂災害警戒区域名			山地災害危険地区名			
	水源涵養機能維持増進森林			該当なし			崩壊土砂流出危険地区			
用途面積積	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	田	原野	ため池	用悪水路	計	比率(%)
	転用後の用途		造成森林	2.6157					2.6157	5.02
			造成緑地	1.0129	0.0011				1.0140	1.95
			調整池	2.8046					2.8046	5.38
			侵入路	0.1501					0.1501	0.29
			太陽光パネル設置区域	29.2436	0.5379				29.7815	57.17
									0.0000	0.00
									0.0000	0.00
			小計	35.8269	0.5390	0.0000	0.0000	0.0000	36.3659	69.81
			残置森林(16年生以上)	13.4372					13.4372	25.79
			残置森林(15年生以下)	2.2905					2.2905	4.40
			小計	15.7277	0.0000	0.0000	0.0000		15.7277	30.19
			計	51.5546	0.5390	0.0000	0.0000	0.0000	52.0936	100.00
	現況	樹種及び混合歩合		その他広葉樹(47%), スギ(37%), カラマツ(13%), アカマツ(2%), クヌギ(1%)						
林齢・生育状況		その他広葉樹1~70年生, スギ51~70年生, カラマツ41~70年生, アカマツ51~60年生, クヌギ61~70年生, ・普通								
傾斜		平均 2 度	地質			新第三紀中新世		土壌		多湿黒ボク, 黒ボク
開発行為に対する関係者の意見	受益者		意見なし							
	市町村村		意見有り(令和5年1月13日付け農林第496号)							
他法令の関係	他法令の許可状況		<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池設置指導要綱に係る協議(県河川課 令和4年12月27日 回答) ・川崎町の環境と再生可能エネルギー条例(川崎町地域振興課 協議中) ・景観計画区域における行為の事前協議書(川崎町建設水道課 令和4年9月30日 受付) ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(県仙南保健所 令和4年9月30日 收受) 							
	事業についての認可状況		<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について(経済産業省 令和4年9月9日 收受) 							
一般的な事項の審査	計画の具体性		設計図書一有 資金計画一有 信用状況一有 施工業者一他社							
	森林を使用できる権利		所有権 (地上権) (使用承諾) 賃貸契約 その他()							
	排除を要する権利及び手続きの状況		地上権 地役権 抵当権 根抵当権 その他(条件付所有権移転登記) (該当なし)							
	その他		最小限度面積か		必要最小限度の面積と認められる					
			全体計画との関連		当該開発計画が全体計画である					
			開発協議書の締結・同意書		問題なし					
			周辺森林施業に及ぼす影響		問題なし					
			残置又は造成森林の管理		開発中から発電事業終了まで申請者が管理し, 発電事業終了後は所有者が管理を行う。					
		住民説明会の実施等		問題なし						

1 災害 防止 工 の 審 査	土 工 事	○ 不適	切盛土量について、残土については場内に敷き均しを行う計画であり、また、盛土を実施する場合には、段切工を施工し、盛土と現地盤の密着を図り、巻き出し厚は30cmとして転圧を行い、沢部には暗渠工を実施する計画であるため、土工事については、 適当 であると認められる。
	法 面 工 事	○ 不適	切土法面勾配は1:1.5、盛土法面勾配は1:2.0で法面を造成する計画であり、切盛土ともに5.0m毎に1.5又は2.0mの小段を設置する。また、パネル設置部は種子吹付、その他、切土法面には植生マット、盛土法面には植生シートを行い法面緑化を実施する計画であることから、法面工事については、 適当 であると認められる。
	防 災 工 事	○ 不適	場内の雨水は、可能な限り排水路により防災調整池に導入される計画であり、調整池の規模は適切である。また、工事中の防災対策も検討されていることから、防災工事は 適当 であると認められる。
	流 末 処 理	○ 不適	場外に排出される雨水の流末処理は適切であり、放流先である関係者との協議を行っていることから、流末処理は 適当 であると認められる。
2 水 の 確 保 上 の 審 査	水 の 依 存 状 況	有 ○ 無	
	必 要 水 量 を 確 保 す る た め の 措 置	○ 不適	
	水 質 悪 化 の 防 止 た め の 措 置	○ 不適	場内水は完成後、防災調整池を経由して、事業区域外へ放流する計画となっており、また、工事中の対策も検討されているため、水質悪化防止対策は 適当 と認められる。
3 環 境 保 全 上 の 審 査	森 林 率 と 配 置	○ 不適	森林率25%以上かつ残置森林率も15%以上であり、事業地の周辺部に残置森林を配置する計画であり、 適当 と認められる。
	騒 音 ・ 粉 じん ・ 植 生 保 全 に 対 する 措 置	○ 不適	低騒音車使用や法定速度走行の徹底等の騒音対策、鉄板又は採石敷によりタイヤへの泥付着を軽減する等の粉じん対策、自主的に自然環境調査を行う等の植生保全が計画されており、 適当 であると認められる。
	景 観 維 持 上 の 配 慮	○ 不適	事業地の周辺部に幅30m以上の残置森林や造成森林を配置するなど、周辺部の景観維持に努めており、 適当 であると認められる。
4 工 事 の 工 程	○ 不適	防災工事を先行する計画であり、 適当 であると認められる。	
総 合 判 定	○ 許可 条件付許可 不許可	以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が 適当 と認められる。	
審 査 者 職 氏 名 処 理 期 間 現 地 調 査 年 月 日 調 査 者 職 氏 名 聴 取 及 び 現 地 立 ち 会 い 人	環境生活部 自然保護課 みどり保全班 技師 奥平 直人 印 令和4年9月30日 ~ 令和5年 月 日 令和5年1月16日 自然保護課 緑化推進専門監 三島 直温 自然保護班 技術主任主査 市村 康裕 みどり保全班 技師 奥平直人、主事 藤城 莉子 大河原地方振興事務所 林業振興部 森林管理班 八木 智義 申請者: 		
審 査 調 査 書 類 添 付 書 類	林地開発許可(変更)申請書等チェックリスト		